

香川県報



第 35 号

平成 16 年

5月6日(木曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

大滝大川県立自然公園の公園事業の概要
（環境・水政策課） 一

地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託契約の解除
（教育委員会）

地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託
（ ）

告 示

香川県告示第三百十三号

香川県立自然公園条例（平成二年香川県条例第二十九号）第六条第一項の規定により決定した大滝大川県立自然公園の公園事業の概要は、次のとおりである。

平成十六年五月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業の名称及び種類	事業地	施設の規模
大滝竜王線道路（歩道）事業	起点 香川郡塩江町内国山林三二林班 終点 香川郡塩江町大字上西字鷲鷹山	延長 二、六〇〇メートル 幅員 一・五メートル
奥の湯公園線道路（歩道）事業	起点 香川郡塩江町大字上西字一ツ内 終点 香川郡塩江町大字上西字堀山	延長 七〇〇メートル 幅員 一・五メートル

香川県告示第三百十四号

次の者に対する香川県総合運動公園、香川県立総合水泳プール、香川県立体育館、香川県立武道館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立丸亀武道館、香川県立丸亀競技場、香川県立三豊体育館及び香川県立大川体育館使用料（香川県公共施設予約・決済システム登録

者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務の委託契約を平成十六年四月三十日解除した。

平成十六年五月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市天神前六番一号

名称 財団法人香川県スポーツ振興財団

香川県告示第三百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十六年五月一日から、次の者に香川県総合運動公園、香川県立総合水泳プール、香川県立体育館、香川県立武道館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立丸亀武道館、香川県立丸亀競技場、香川県立三豊体育館及び香川県立大川体育館使用料（香川県公共施設予約・決済システム登録者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務を委託した。

平成十六年五月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市西宝町二丁目六番四〇号

名称 財団法人香川県体育協会

平成十六年五月六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています